

# 予算・決算特別委員会

日時：令和4年6月22日（水）

午前9時30分

場所：第二委員会室

1 議案第38号 令和4年度島田市一般会計補正予算（第3号）について

2 予算・決算特別委員会の審査について

3 その他

## 予算・決算特別委員会の進め方（案）

### 【特別委員会の目的】

予算案、決算案の適正な調査と審査。また、委員間討議や調査において課題となった事項を今後の予算への提言として市長へ提出する。

### 【特別委員会が設置された背景】

平成 30 年度設置の議案審査方法に関する特別委員会の調査において、過去の議会改革に関する特別委員会やそれ以前の特別委員会の調査結果を元に調査され設置された。

議案不可分の原則を守ること、政策提言を行える予算・決算審査とすることを考慮し体制がつくられている。

### 【現在の審査における利点と懸念事項】

- ①ひとつの特別委員会へ付託されることとなるため、議案不可分の原則にのっとり審査を行うことができる。
- ②予算案と決算案の審査において、常任委員会と同じ構成の分科会で審査を行うことによって、各議員の調査に専門性が生まれ審査を深めていくことができる。
- ③分科会審査後に委員全員の会議で委員間討議を行うことにより、所属外の分科会事業についても発言、意見を述べることができる。
- ④全体での会議と分科会の両方を開いており、会議回数が増えている。
- ⑤会議のスケジュール上、分科会長報告の作成に時間がなく、分科会長の大きな負担となっている。
- ⑥来年度予算へ議会として提言を行うに当たり、そのための事業選定を行う必要があるが、議員が思う重要案件と、執行当局の思う重要案件に相違がみられることがある。その場合は、追加で資料の成作を依頼することも考えられる。
- ⑦審査対象が一般会計のみであるため、選定事業が一般会計に限られてしまう。一般会計だけでなく、特別会計、企業会計を含んだ審査とするか。

### 【特別委員会の進め方（案）】

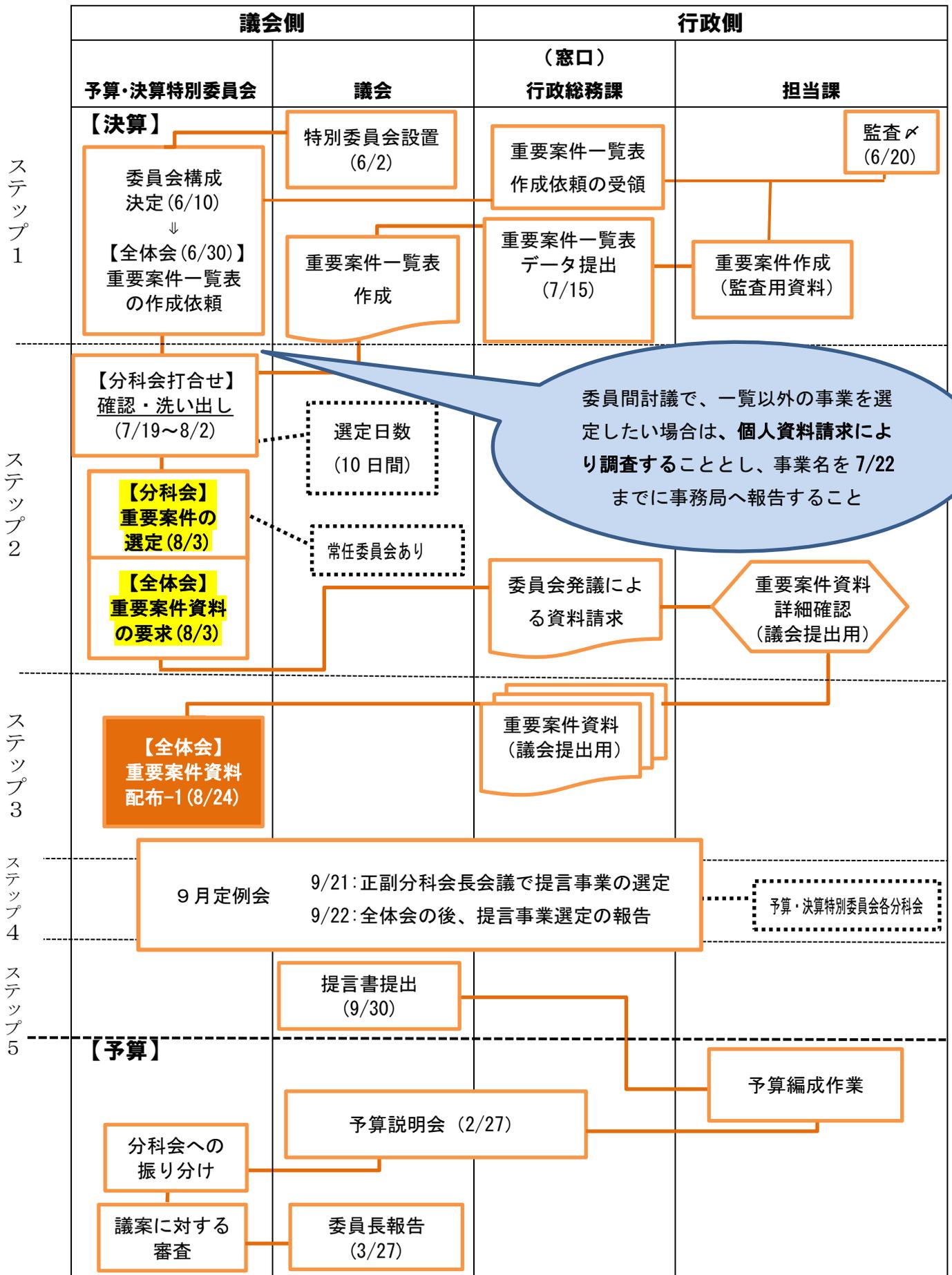
おおまかな進め方は、次ページの通り前年の進め方に沿って行う。ただし、重要案件の選定と調査については、分科会ごとに異なって差し支えない。そのため、提言を9月定例会最終日に行うことが望ましいが、直近予算への提言がない場合は、見送ることも予想される。

分科会終了後の委員全員での会議は、各分科会の審査内容の確認と議案に対する全委員での委員間討議を行うため実施する。

他市町の予算審査の研究を行い、島田市の運用に置き換えながら今後の予算、決算の審査を適正に行えるようにしたい。

# 重要案件一覧表入手～予算審査の委員長報告フロー

(令和4年9月定例会～令和5年2月定例会想定)





## 予算・決算特別委員会 決算審査進行表

### ステップ 1 (P(Plan)) (委員会設置から 7 月初旬頃)

予算・決算特別委員会を開催し、審査方法および日程の確認などを行い、執行部に重要案件一覧表の作成を依頼する。(6/30)

### ステップ 2 (D(Do)) (7 月中旬から 8 月上旬)

執行部から重要案件一覧表を受領し、予算決算特別委員会の各分科会で、それぞれ 5 事業程度の重要案件の選定を行う。

一覧表以外の事業を選定する場合は、分科会で話し合い、個人で資料要求を行うことで調査を行うこととする。(7/19~8/2)

分科会での選定事業を予算決算特別委員会において取りまとめ、執行部に重要案件資料の提出を求める。(8/3) (計 15 事業の見込み)

### ステップ 3 (C-1(Check)) (8 月下旬から 9 月上旬)

重要案件資料の受領後、重要案件資料の確認を行い、不明箇所等について、執行部への事業の内容や成果の聞き取りを行うとともに、必要に応じて、資料要求や現場視察を行う。また、議案質疑で論点整理を行う。

### ステップ 4 (C-2(Check)) (9 月中旬)

予算・決算特別委員会各分科会で他市の重要事業の事業評価を参考にするなど、執行部の報告に対する意見交換、課題や問題点の共有化を行い、あわせて、他事業の決算審査を行う。

### ステップ 5 (A(Action)) (9 月下旬から 10 月上旬)

予算・決算特別委員会全体会において、各分科会での意見集約を行い、決算認定の審査を行うとともに、重要案件等の評価・審査を踏まえた提言を取りまとめる。各分科会長において提言内容の作成・確認を行う。

また、議会最終日に「提言書」を市長に提出することにより、翌年度の予算編成に反映するよう要請し、作業を完了する。